

第 16 回 網走 開発建設部 入札監視委員会 審議概要

| | | | |
|---------------------|--|---|--|
| 開催日及び場所 | 平成 19 年 5 月 11 日（金） 網走開発建設部 第 1 会議室 | | |
| 委員 | 菊地 均（北海商科大学教授） 佐藤 勲平（弁護士） 鈴木 輝之（北見工業大学教授） 中原 章博（税理士） 長澤 真史（東京農業大学教授） | （五十音順） | |
| 審議対象期間 | 平成 18 年 10 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日 | | |
| 議事 | 1 工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札・契約手続の運用状況等に関する報告 2 抽出工事及び建設コンサルタント業務等に関する当番委員の報告 3 抽出工事及び建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の設定の理由及び経緯等に関する説明及び審議 | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | | | |
| | 意見・質問 | 回答 | |
| | <p>【入札・契約手続きの運用状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一入札日の 3 件工事について、談合疑義情報があったとの報告だが、入札の結果、落札予定と名指しされた業者は何番札であったのか。 ・名指しされた業者が 2 番札であった B 工事において、落札者と名指しされた業者の応札額の差はどの程度であったのか。 ・入札参加者からの事情聴取後に、業者から提出される誓約書はどのような内容なのか。 <p>【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事）】 一般国道 39 号北見市第 1 南ヶ丘トンネル工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの入札者も予定価格を大きく下回っているが、どうしてなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A 工事では 6 番目、B 工事では 2 番目、C 工事では 8 番目であった。 ・落札者と落札予定と名指しされた業者の差は 50 万円であった。 ・「今般の「〇〇〇〇工事」の競争入札に関し、北海道開発局競争契約入札心得第 6 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。」という内容である。 ・この時期は、低入札の案件が頻繁に発生していた時期である。当該工事は各業者とも低入札 | |

【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】

一般国道39号北見市常呂川橋上部工事
（※低入札価格調査実施工事）

・落札業者はかなり低価格で落札しているが施工は可能なのか。

【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】

雄武中央（二期）地区 北雄武第2配水幹線水路外一連工事

意見質問等特記事項なし

【工事希望型競争契約】

常呂川右岸訓子府町清住地先災害復旧工事

・技術資料を提出させる業者数について、15社選定するという一般的な決まりがあるのか。

・今回は15社を選定し、12社が技術資料を提出したが、提出者が少なくて困ることはないのか。選定されたほとんどの業者が技術資料を提出するのか。

【随意契約】

一般国道333号北見市外北陽応急復旧工事

意見質問等特記事項なし

にはなっていないが、利益を削って応札したのではないかと考えている。

・低入札価格調査を実施した際、業者から、鋼材製作工場の一定水準の稼働を確保することにより、他の工事とのスケールメリットによる経費の削減を見込めるため可能であるという説明があった。

当部としても支障がないと判断し契約を行ったものである。

・工事希望型競争契約では、10数社から20社程度の範囲で工事の状況に合わせ、技術資料の提出を求める者を選定することになっており、特段の事情がなければ、当部では、通常、15社を選定している。

・今回のような簡易な工事の場合、技術者が配置できないような場合以外は、ほとんどの業者が技術資料を提出してきていると思われる。

難易度の高い工事では、実績のある社から15社を選定し、入札参加者数が出来るだけ多くなるようにしている。

| | |
|---|--|
| <p>【標準プロポーザル(建設コンサルト業務)】 サロマ湖漁港湖内影響調査解析業務 意見質問等特記事項なし</p> | |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> | |
| <p>なし</p> | |